平成２１年（フ）第１５８０号
堺市西区菱木３丁2548番地４
破産者　藤原　明子
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５９７号
大阪府藤井寺市岡２丁目１番19号
破産者　山本　利廣
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９６０号
北海道千歳市蘭越４番地の４
破産者　押切　大吾
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１４号
札幌市西区福井１丁目20番39号
破産者　渡邊　貞夫
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５９号
岩手県久慈市寺里第33地割76番地11、開始決定時の住所岩手県久慈市二十八日町１丁目７番地
破産者　大橋　哲夫
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第２４８号
福島県郡山市桑野２丁目10番２号　ファミール郡山402号
破産者　伊東正二郎
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２９１５号
横浜市金沢区六浦４丁目６番６―203号
破産者　関口雄二郎
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５８号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目77番地の１
破産者　松尾　敏一
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７８号
福井県あわら市二面３丁目403番地
破産者　山岸　勝統
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷3724番地の８
破産者　峰野　慶一
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
静岡県浜松市中区早出町1220番地の３　三愛ハイム303号室、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区上新屋町246番地の１
破産者　徳増　恭子
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
静岡県浜松市中区早出町1220番地の３　三愛ハイム105号室、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区上新屋町246番地の１
破産者　徳増　政義
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市牛川通３丁目４番地の13―202
破産者　中村多実子
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８４６号
京都市西京区大枝西長町１番地241
破産者　金山　理科
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
神戸市西区玉津町高津橋308番地の６
破産者　赤松　貴夫
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
神戸市西区伊川谷町長坂866番地の４サンフレンド長坂401号
破産者　川口　浩市
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第２８２号
松江市美保関町下宇部尾708番地
破産者　梅木　春男
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０７号
広島市東区中山中町11番23―301号
破産者　木村美樹雄
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５４１号
香川県東かがわ市馬篠1367番地・1368番地
破産者　赤澤　　勝
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係